

回 答 書

平成24年1月26日

四日市港管理組合
経営企画部 管理課長
(公 印 省 略)

平成24年1月17日付けで指名通知をしました「四日市港重要国際埠頭施設警備保安業務委託」に対する質問については、下記のとおり回答します。

記

質問1 別紙 入札条件2項に契約保証金についての記述がありますが、具体的に入札額の何割が契約保証金に該当するのでしょうか？

回答1 契約保証金の額は、契約金額（税込）の100分の10以上となっています。

ただし、過去3年の間に、今回の契約金額と同規模程度（または同規模以上）の契約を締結し、履行した実績（契約の種類、契約の相手方（官公署のみでなく民間事業者も含む。）は問いません。また、複数年契約については、過去3年の間にその履行を終了したもの又は現在も履行中であるものを含みます。）を1件以上確認できれば、契約保証金を免除します。

なお、この実績の確認は、落札決定後、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出により行います。

質問2 現行の契約金額？

回答2 当初契約金額（税込）は、3年間の総額で257,250,000円です。

質問3 委託仕様書の5ページ目に警備員配置時間の記述がありますが、機械監視（警備員B）1名常駐配置の08:00～17:00の年間時間が6,205になるのは、何故でしょうか？08:00～17:00ならば9.0時間の勤務であり、365日勤務した場合、3,285になるのではないのでしょうか？さらに、その場合、17:00～22:00の間には、この箇所への配置は無いと考えてよろしいのでしょうか？

回答3 委託仕様書5ページ目の機械監視（警備員B）1名常駐配置の配置時間につきましては記載誤りであり、「08:00～17:00」の欄は「05:00～22:00」が正しい配置時間となります。

よって、年間配置時間は、17時間×365日＝6,205時間となります。

質問4 委託仕様書の5ページ目に警備員配置時間の巡回警備員（警備員A）1名常駐配置の欄に宿直365と記述がありますが、これは、1名の常駐配置以外に宿直を別に配置しなければならないということでしょうか？宿直を配置しなければならない場合、その配置時間は何時から何時まで配置する必要があるのでしょうか？

回答4 委託仕様書5ページ目に警備員配置時間の「巡回警備員（警備員A）1名常駐配置」欄の宿直365（単位は回です。）の記述につきましては、巡回警備員が宿直を兼ねるとの意味合いであり、別に常駐警備員を配置していただく必要はありません。

質問5 立哨警備員（警備員B）の配置については、その時々発注者の指示に従い配置し、その配置時間についても発注者からの指示を受け業務を実施するというのでしょうか？ということとは、急遽に、1時間だけの配置を行う必要があることも考えられるということでしょうか？

回答5 まず、最初のご質問につきましては、そのとおりで、発注者が指示した場所に、指示した時間、指示した人数を配置していただくということです。通常当該指示は前日の夕刻（16：30頃）に行います。

次に急な配置につきましては、船舶の予定については常に変更が生じるものですので、急遽着岸あるいは出港することがあること、また、それ以外にも緊急に警備員を配置する必要となる事態も考えられますので、その場合には急遽対応をしていただくことがあります。

なお、短時間の配置につきましては、契約時に協議させていただきたいと考えています。

質問6 警備員の休憩時間は、委託仕様書に記述されていない警備員を配置（休憩交代要員）し、適宜、行うということでしょうか？もしくは、配置されている警備員が臨機応変にその状況を判断し連携する中で休憩をとるということでしょうか？

回答6 警備員配置時間中は、常に警備員を配置した状態にしていただければ、人員の交代等は各社の判断で行っていただいてもかまいません。

質問7 委託特記仕様書の4項に機械警備業務の届出の記述がありますが、現場に設置されるセンサや、それらを受信し表示する装置等は既存の機器を使用することが出来るのでしょうか？また、保安監視室にて警報を受信した場合、機械監視（警備員B）が巡回警備員（警備員A）に連絡を行い、巡回警備員（警備員A）が対応すると考えればよいのでしょうか？もしくは、巡回警備員（警備員A）とは別の者が対応することになるのでしょうか？

回答7 機械監視に必要な機器は当方で設置した既存のものを使用させていただきます。

また、警報発報時の対応につきましては、基本的に機械監視（警備員B）が巡回警備員（警備員A）に連絡し、巡回警備員（警備員A）が現場対応していただくこととなります。よって、警報発報時に巡回警備員とは別の警備員を配備していただく必要はありません。

質問8 特記仕様書 P1 4項

機械警備業務の届出に関し、「保安監視室を基地局とする機械警備業務の届出を、管轄する公安委員会に提出しなければならない。」とあるが、これは既存の弊社監視センターで対応が可能なのか、新たに現場内にセンターを立ち上げて基地局にする必要があるのか？

回答8 既に基地局としての必要な設備を整えた保安監視室を四日市港管理組合で設置（用意）しておりますので、御社の監視センターでのご対応ではございません。
また、新たに監視センターを立ち上げていただく必要もありません。

以上